

# 特集

事業の再構築を考えている会社は要チェック!  
「産業雇用安定助成金」～事業再構築支援コース(仮称)～



「産業雇用安定助成金」とは  
産業雇用安定助成金は2021年に施行された助成金制度で、新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた会社が助成金の対象となっています。今回、制度内容が見直され、来年度より3コース体制で新たに施行されることになりました。その3コースのうち、新しく創設された「事業再構築支援コース(仮称)」について、以下に紹介します。

## 事業再構築支援コース(仮称)

## 産業雇用安定助成金

### 助成金の概要

新型コロナの影響で売上が下がった会社が、業態転換などで新体制の事業に必要な専門知識のある人材を年収350万円以上で雇用する場合に、助成金が支給されます。



令和5(2023)年  
4月に施行される  
高額助成金です!



合計 **280万円**  
1企業につき1名

支給対象にならないケース  
・計画書を提出する日の6カ月前から提出日までの間に当該社員を解雇した場合  
・類似した補助金を申請する場合

### 事業再構築の事例

#### 新分野展開

建設業の会社が新たに介護業を始めるため、介護事業の経験者を施設長として雇用した。



介護施設職員  
経験者

#### 事業転換

フレンチレストランが新たにイタリアンレストランをオープンするため、イタリアンのコックを雇用した。



イタリアンコック  
経験者

気になる方はお気軽に  
お問い合わせください!

～来年度最高額の大型助成金!～  
事業再構築支援コース(仮称)は

**4月募集開始です!**



※助成金の詳細が公開されていないため、上記の内容に変更が出る可能性があります。ご了承ください。

# よくあるトラブル!

## 直行直帰移動中のケガは労災になるの?

従業員が自宅から顧客の事務所に直行する途中でケガをしました。会社から向かっていなくても労災を申請できますか?



はい。原則、「通勤災害」で申請することができます。

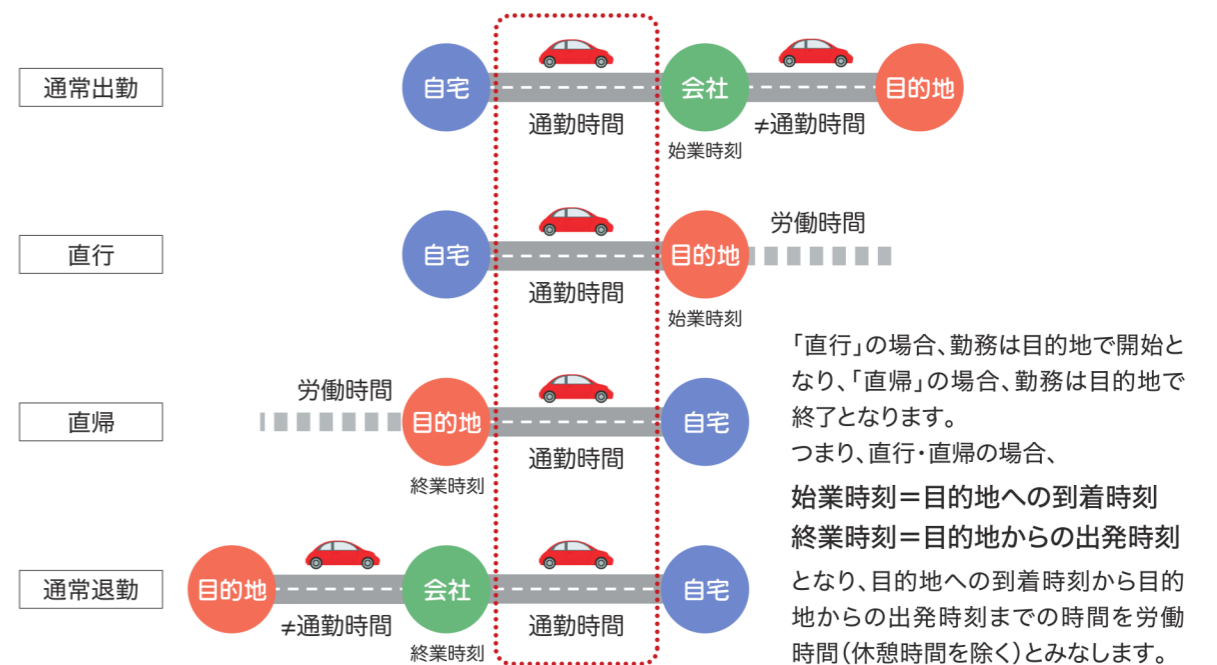


会社を経由せず、従業員が自宅から顧客の事務所に直行したり、顧客の事務所から自宅に直帰する場合、その途中でケガをしても「労災」認定されます。ただ、途中で食事をしたり、買い物をしたりすると、労働基準監督署が認定しないこともあります。ご注意ください。



直行 ▶ 通常なら会社に出勤してから会社の指示で目的地に行くところを、直接自宅から目的地に向かうこと。  
直帰 ▶ 会社に戻らずに、目的地から直接自宅に帰ること。

### 通勤災害が認められる



ご相談ください

労使トラブル、助成金・補助金でお困りのことがあれば、お気軽にお問い合わせください。